

2021 年度第 2 回愛知県再犯防止連絡協議会 書面開催要旨

1 議事

(1) 2021 年度地域再犯防止推進事業成果報告

① 寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業（県民安全課）

資料 1-1 は 2021 年度寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業の概要及び実績です。資料 1-2 が実施報告書となります。

愛知県弁護士会への委託により実施しております。

今年度は 35 件の支援を行いました。支援対象者の内訳等は実施報告書のとおりです。2019 年度にモデル事業として実施した実績が 31 件でしたので、その件数を越える実績となりました。なお、2019 年度から今年度まで、県の事業と並行して、事業の委託先である愛知県弁護士会でも独自に同様の事業を行っていただいておりますが、そちらは 2 月末時点で 48 件となっております。（2020 年度弁護士会独自事業実施実績：58 件）

制度の開始から 3 年目を迎え（2020 年度はモデル事業の効果検証のため、愛知県弁護士会独自事業のみ実施）、制度が定着し、制度の存在が知られ、その有用性が評価されたことが増加の理由となっていると思われま

す。追跡調査などはしておりませんが、対象者から「ありがたかった」というアンケート回答もあり、着実に成果も上がっております。

さらに、愛知県弁護士会におけるよりそい弁護士制度の取り組みは、共同通信の配信により「再犯の悪循環を断ちたい 社会復帰手助け実績着々」という見出しで新聞報道され、1 月 22 日の読売新聞社説でも言及されるなど、社会的にも注目される制度に発展してきております。（新聞記事については著作権の関係上、割愛いたします。）

今後、全国的な制度へ発展できるよう、制度の周知等を引き続き行ってまいります。

② 刑務所出所等職場定着支援事業（就業促進課）

資料 2-1 は、2021 年度刑務所出所者等職場定着支援事業の概要及び 2 月末時点の実績となります。

特定非営利活動法人愛知県就労支援事業者機構への委託により実施しております。

2022 年 2 月末時点で、刑務所出所者等対象者 35 名（実人数）に対し、314 件の支援を実施しています。対象者の年代別では、20～30 歳代が半数を超えています。また、モデル事業では 20 歳未満の対象者が 18%でしたが、今年度は未だ 0 名、60 歳以上の対象者はモデル事業の 5.6%を大きく

上回り、今年度は17%となっています。

資料2-2は、2022年2月末時点での支援実績の詳細です。

なお、協力雇用主を対象とした情報交換会議は地域ごとの3ブロック各1回開催し、対象者の雇用事例等の情報交換を行いました。愛知県就労支援連絡会議の2回目は3月22日に実施予定です。

(2) 2022年度地域再犯防止推進事業について

① 2022年度地域再犯防止推進事業予算について

資料3-1は、2022年度地域再犯防止推進事業予算になります。資料のとおり、来年度も引き続き寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業及び、刑務所出所等職場定着支援事業を行ってまいりますので、御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。各事業の概要は資料3-2と資料3-3のとおりです。事業内容に関しましては、両事業とも大きな変更点はありません。ただし、2021年度の協力雇用主情報交換会議で生活困窮や薬物依存がある対象者の対応に苦慮している声が多くあったため、2022年度の愛知県就労支援連絡会議の委員として生活困窮者及び薬物依存者の支援を行う機関から参画していただくことを検討しております。

② 再犯防止功労者への表彰について

資料4は愛知県安全なまちづくり活動表彰の要領改正の概要です。

県民安全課では、毎年、防犯に功労のあった個人もしくは、団体の方々に、安全なまちづくり活動表彰要領に基づいて、知事感謝状をお渡ししております。来年度より、こちらの表彰の対象に、再犯防止に功労のあった方や団体の方々を含めるよう、資料のとおり要領改正を行います。

予想される候補者は、弁護士、協力雇用主、依存症回復支援や非行防止活動等、広く再犯防止に寄与する活動を行って見える個人や団体の方です。ただし、保護司については、地域福祉課で独自の選考基準のもと、表彰を行っているために、恐縮ながら安全なまちづくり活動表彰からは外させていただきます。

なお、受賞が決定した方は、毎年10月に行われる「安全なまちづくり愛知県民大会」という大会にて表彰を行います。

(3) その他

① 「～再犯防止施策企画展～塀の中の図書館」の開催について

2022年3月17日(木)から4月13日(水)まで、名古屋矯正管区主催の再犯防止に関する企画展を行います。場所は愛知県図書館1階 Yottekko (ヨッテコ) です。お時間ある際にはぜひお立ち寄りいただければと存じ

ます。詳細は資料5のちらしを御覧ください。

(4) 本協議会に対する御意見について

本検討委員会について、御意見等ございましたら、別添意見書に記載のう
え、2022年3月28日（月）までに電子メール又はファックスにて事務局ま
で御提出ください。